

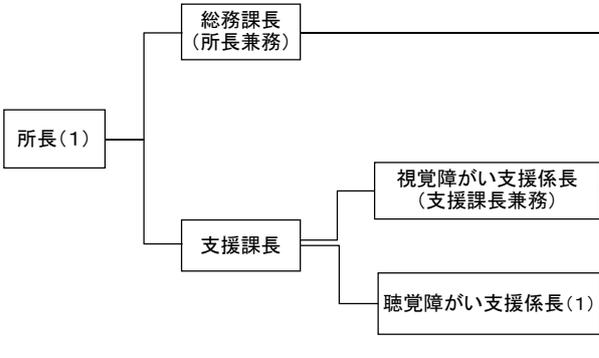
令和4年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和5年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県視聴覚福祉センター (平成7年11月1日)	所在地 電話	愛媛県松山市本町六丁目11番5号 089-923-9093 https://sityoukaku.pref.ehime.jp/index.php		
県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	指定管理者の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団		
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	利用料金制	○	あり	なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。	施設の外観	
施設内容	多目的ホール、和室、調理実習室、ビデオ製作室、ビデオ発送室、ビデオ貸出利用室、情報機器利用室、試写室、点字出版物製作室、日常生活訓練室、会議室、研修室、居室(5室)、浴室、書庫、録音室、点字図書発送室、閲覧室、聴読室、プリント室、教室、ボランティアルーム、言語学習室、相談室、食堂、厨房、医務室、太鼓練習室・言語聴覚訓練室、駐車場(14台)等		
指定管理者が行う業務	①視聴覚福祉センターの事業の実施に関する業務 ②視聴覚福祉センターの利用の許可に関する業務 ③視聴覚福祉センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④視聴覚福祉センターの利用の促進に関する業務 ⑤視聴覚福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務		
施設の管理体制		<p>事務員(5) (内4名法人他施設と兼務) 主査(1) 看護師(1)(法人他施設と兼務) 嘱託舎監(2) 嘱託医(2)</p> <p>主任支援員(1) 支援員(3)(内1名法人他施設と兼務) 事務員(1) 嘱託業務員(3) 日々雇用職員(3)</p> <p>支援員(2) 言語聴覚士(2) (内1名法人他施設と兼務) 嘱託業務員(1)</p>	

3 検証のための指標の推移

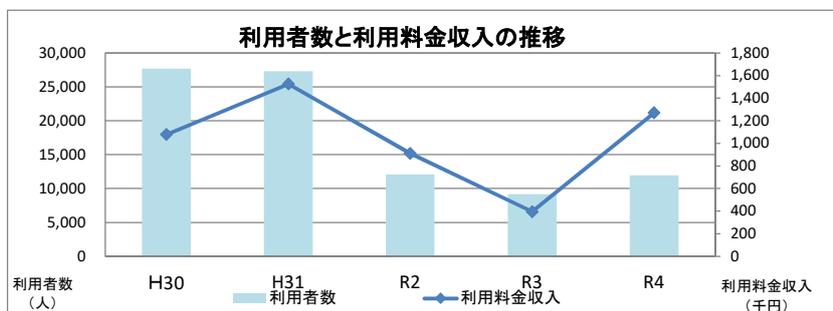
(1) 利用者数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数	27,659 人	27,277 人	12,082 人	9,151 人	11,935 人

(2) 収支状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 (A)	109,932 千円	109,427 千円	108,831 千円	108,316 千円	111,510 千円
委託料	104,913 千円	107,881 千円	107,921 千円	107,921 千円	108,130 千円
委託料(補正額)※	0 千円	22 千円	0 千円	0 千円	1,146 千円
利用料金収入	1,078 千円	1,524 千円	910 千円	395 千円	1,270 千円
その他収入	3,941 千円	0 千円	0 千円	0 千円	964 千円
支 (B)	109,932 千円	109,427 千円	108,831 千円	108,316 千円	111,510 千円
事業費	10,209 千円	8,793 千円	9,023 千円	6,702 千円	9,407 千円
維持管理費	9,705 千円	10,157 千円	9,540 千円	11,652 千円	9,728 千円
人件費	79,790 千円	79,588 千円	80,179 千円	79,085 千円	80,674 千円
その他支出	10,228 千円	10,889 千円	10,089 千円	10,877 千円	11,701 千円
収(A) - 支(B)	0 千円				

(※) 新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



(※2) 収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

物価高騰等により電気、ガスの使用料が増加した。

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
貸館業務の制限や各種事業の中止、縮小など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、利用者の安全を第一に考えた感染予防対策を徹底し、できる限りの事業継続に努めた。 各種事業においては、集合形式、WEB配信、書面等の開催方法をとり、ニーズに応じた体験や情報提供を行った。 センター文化祭については、規模は縮小したものの、3年ぶりに集合形式で開催し、多くの方にご来場いただき、視聴覚障がい者の活動や当センターの役割の理解と啓発を広く図ることができた。	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、貸館業務の制限や各種事業の中止、縮小などを余儀なくされ、利用者数は過去2年間と同水準で推移している。 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、令和3年度には未実施の生活訓練や集合形式でのセンター文化祭の開催など最大限の事業実施に取り組んでいる。	評	価
		A	

(2) 施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
職員による施設内外部の巡回点検のほか専門業者に委託し法定点検及び保守業務を実施し、設備の安全の確保、機能保持を行った。 県により昇降機設備更新工事が実施されたほか、非常用発電機バッテリー等取替、排煙窓の修繕など防災管理に係る工事のほか、衛生用加圧給水ポンプ修繕、中央監視盤の無停電電源装置バッテリー交換等の工事を実施した。 備品及び物品については、関係規程に基づき適切に管理を行った。	職員により施設内外部の巡回点検を実施するほか、専門業者へ点検や保守業務を委託実施し、仕様書に定める業務基準に沿った維持管理がなされている。 また植栽管理や清掃を実施し、美観に配慮した管理がされている。	評	価
		A	

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
各種講習会の受講者や行事の参加者へアンケートを実施することで、課題やニーズを把握し、利用者サービスの向上や事業内容の充実を図った。 館内に意見箱を設置し、利用者の声をサービス向上に反映させた。	施設利用者からの意見等をもとに利用者サービスの向上に努めている。	評	価
		A	

(4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
情報発信にあたっては、施設案内パンフレット、センターだより等の作成、配布やホームページ等の広報媒体を活用し、媒体や内容に応じて視聴覚障がい者に配慮したうえで、広く県民に事業のPRを行った。	電子、映像、音声、紙など様々な媒体を活用し、視聴覚障がい者に配慮した情報発信に取り組んでいる。 またセンターだよりや事業の広報を県内の学校や関係機関など広く配布し、利用促進に努めている。	評	価
		A	

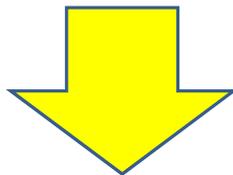
【評価基準】

S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの

A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの

B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの

C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、利用者数は減少しているが、新型コロナウイルス感染症感染対策を徹底したうえで、工夫しながら事業継続に努めており、利用料金収入は回復傾向にある。 視聴覚障がい者の社会参加の拠点として、ボランティアの学習や交流の場として、利用者のニーズの把握に努め、需要に迅速に対応しながら、様々なサービスを提供しており、障がい福祉の向上に寄与していると考えます。 今後は、読書バリアフリー法に対応し、読書環境の整備に取り組むなど、社会情勢の変化等から生じる多様なニーズへ対応していく必要があり、引き続き他団体との連携を図り、サービスの向上に努めていただきたい。